令和8年4月1日現在

若者移住者の住宅取得を応援します



～若者移住者住まいの支援事業～

新築住宅・中古住宅の取得費の一部を補助します!

※基礎が有り、居室・キッチン・トイレ・浴室の設備を有する部分の床面積合計が５０㎡以上の家屋

横河川の桜

岡谷市インスタグラムフォトコンテスト †ly4m_cielo さんの作品

夫婦とも29歳以下の方
29歳以下の独身の方
最大100万円

夫婦とも39歳以下の方
39歳以下の独身の方
最大70万円

補助対象者の主な要件



（１） ３９歳以下の人。配偶者がいる場合は夫婦ともに３９歳以下の人

（２）取得した住宅の名義人である人

（３）市内に転入する人または市に転入してから３年以内の人

（４）転入日から起算して過去４年間に岡谷市の住民基本台帳に登録がない人

長野県 岡谷市（おかやし）

長野県岡谷市幸町８番１号
TEL 0266-23-4811
E-mail sousei@city.okaya.lg.jp

【お問合せ】
企画政策部　地域創生推進課

※詳細は岡谷市ホームページをご覧ください。

若者移住者住まいの支援　検索

補助対象者の主な要件

（１）補助金の受給資格の認定を申請した日において３９歳以下の者。ただし、配偶者がいる者は、夫婦ともに３９歳以下である者
（２）新たに新築住宅又は中古住宅（以下「補助対象物件」という。）を取得（購入の場合は、前所有者が三親等内の親族又は姻族でない者に限る。）し、補助対象物件の登記名義人である者
（３）岡谷市に転入しようとする者（補助金の認定を申請する日から起算して過去３年以内に岡谷市に転入した者を含む。）
（４）岡谷市に転入した日から起算して過去４年間に岡谷市の住民基本台帳に登録がない者で、補助金の交付を申請する日までに岡谷市に転入できる者
（５）岡谷市へ転入後に、引き続き３年以上補助対象物件に居住する意思のある者
（６）自治会に加入し、地域の行事に積極的に参加する意思がある者
（７）岡谷市税又は前住所地の税（特別区民税を含む。）に滞納がない者

補助金申請の流れ

１　受給資格認定申請　取得に係る契約締結の日から起算して60日以内に申請してください。

《提出書類》
（１）受給資格認定申請書（様式第１号）
（２）戸籍謄本及び戸籍の附票
（３）申請時の住所地の市税等の納税証明書
（４）補助対象物件の工事請負契約書又は売買契約書の写し　※原契約書
（５）補助対象物件の案内図及び平面図
（６）誓約書（様式第２号）

２　受給資格認定決定　認定の日から起算して1年以内に登記を完了してください。

○受給資格認定決定通知書（様式第３号）により通知します。

３　交付申請兼実績報告

登記が完了した日から起算して３０日以内又は登記が完了した日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに申請してください。

《提出書類》
（１）補助金交付申請書兼実績報告書（様式第７号）
（２）世帯全員分の住民票（続柄が記載されたもの）の写し
（３）補助対象物件の取得に要した経費の領収書の写し
（４）補助対象物件の登記識別情報通知書の写し又は登記事項要約書
（５）補助対象物件の全景がわかる写真
（６）検査済証の写し（新築住宅に限る。）
⇒書類を確認し、補助金交付決定通知書(様式第８号）を通知します。

４　補助金の請求

○補助金支給請求書（様式第９号）を提出してください。提出後、指定口座へ補助金をお振込みします。